

環境保全基金条例

平成二年三月九日

条例第一号

改正 平成一〇年 三月二五日条例第三号 平成三〇年 三月二七日条例第一七号
環境保全基金条例をここに公布する。

環境保全基金条例

(設置)

第一条 環境保全に関する知識の普及及び環境保全活動の促進に必要な財源を確保するため、環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(基金への繰入れ)

第三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、全て基金に繰り入れなければならない。

追加〔平成三〇年条例一七号〕

(運用)

第四条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

一部改正〔平成三〇年条例一七号〕

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

一部改正〔平成一〇年条例三号・三〇年一七号〕

(処分)

第六条 基金は、環境保全に関する知識の普及及び環境保全活動の促進のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

追加〔平成三〇年条例一七号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年三月二十五日条例第三号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十七日条例第十七号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。